

特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、箕輪町が実施する「令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 橋梁長寿命化詳細点検・補修設計業務委託 町道118号線他 箕輪町 宮前橋他4橋」（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書（以下「特仕」という。）、長野県設計業務共通仕様書（以下「共仕」という。）、長野県公共測量作業規定のほか長野県公式ホームページにある共通仕様書を基準書とする。

（参考 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/setukeikijyun.html>）

第1-1条 業務目的

本業務は、箕輪町の橋梁の長寿命化を図るため、橋梁点検等により劣化が認められた箇所を詳細調査して補修設計を実施するものである。実施橋梁は宮前橋、井殿居橋、中井2号橋、中井10号橋、中井11号橋の5橋とする。

第1-2条 一般事項

特仕とは共仕を補足し、調査設計に関する明細若しくは業務固有の技術的基準を定める図書を云う。

第1-3条 工期関係

工期は令和5年3月31日(金)までとする。

第2条 業務内容

1. 業務準備

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、下記に示す項目について業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。（提出前の作業開始はいかなる理由があっても認めないものとする）

- 1) 業務概要
- 2) 実施方針
- 3) 業務工程
- 4) 業務組織計画
- 5) 打合せ計画
- 6) 成果品の品質を確保するための計画
- 7) 成果品の内容、部数
- 8) 使用する主な図書及び基準
- 9) 連絡体制（緊急時含む）
- 10) 使用する主な機器
- 11) その他

(2) 現地踏査

受注者は、対象橋梁及び周辺の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・

施工ヤード等の施工性の判断に基礎的な現地状況を把握するものとする。

2. 詳細調査

詳細調査を行う場合は、監督員と協議するものとする。

3. 橋梁補修設計

下記のとおり補修詳細設計を実施するものとする。

(1) 既存資料の確認

過年度の点検結果、過年度対策状況等の確認を行い、対策工法の妥当性を確認するものとする。

なお、資料確認、踏査等により詳細調査等追加調査の必要が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

(2) 橋梁補修詳細設計

前項で確認した対策工法及び踏査結果に基づき、橋梁毎に補修詳細設計を行うものとする。

「設計業務」

経済性・施工性等を十分比較検討し、工法決定をすること。

(ア) 設計計画及び施工計画

業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

(イ) 上部工

床版、支承、伸縮装置、高欄、橋面排水・舗装、落橋防止システム、その他橋梁付属物等について詳細設計を行う。

(ウ) 下部工及び基礎工

最新の道路橋示方書の基準書に基づき、躯体及び基礎本体等について詳細設計を行う。

(エ) 仮設構造物工

下部工に伴う仮設の切廻し、土留工及び仮橋・仮栈橋等について詳細設計を行う。

(オ) 数量計算

決定した詳細設計に対して、数量算出要領に基づき、工種毎に数量を算出する。

(カ) 照査

現地状況・基礎情報の収集等の確認、地形、地質等が設計に反映されているかの照査、設計方針・設計手法・設計図・概算工事費の適切性・整合性の照査等を行う。

(キ) 報告書作成

設計業務成果概要書等のとりまとめを行う。

(ク) 打合せ協議

打合せ実施後は速やかに打合せ記録簿を作成し、承認を得ること。

(3) 施工計画の策定

前項の補修詳細設計に基づき橋梁毎に施工計画を策定するものとする。

(4)概算工事費の算出

補修詳細設計・施工計画に基づき橋梁毎に概算工事費の算出を行うものとする。

第3条 管理技術者および照査技術者

管理技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。

- ・技術士 建設部門（鋼構造及びコンクリート）
- ・RCCM（鋼構造及びコンクリート）

照査技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。

【管理技術者と兼務不可】

- ・技術士 建設部門（科目指定なし）
- ・RCCM（鋼構造及びコンクリート）

第4条 資料の貸与

1. 発注者は、関係図書及び資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された関係図書及び資料の必要がなくなった場合は、ただちに発注者に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与された関係図書及び資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。

上記に基づき発注者の貸与する資料は下記のとおりとする。

- ① 令和元年度橋梁長寿命化修繕計画
- ② 実施橋梁の直近の定期点検結果
- ③ その他、発注者が必要と認めたもの

第5条 打合せ

設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と発注者は打合せ（最低5回）を行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

「業務の区切り」は下記のとおりとし、打合せ場所は箕輪町役場建設課建設工事係とする。

1. 業務着手時
2. 中間打ち合わせ時
3. 成果品納入時

第6条 設計図書の作成方法は、下記による。

- (1) 本業務は電子納品の対象とする。
- (2) 図面作成にあたっては、「CAD製図基準（案）〔平成20年5月〕」を準用するものとし、拡張子はSFCとする。
- (3) 電子納品の実施詳細及び内容並びに方法は、長野県建設部と同様に協議によ

り決定するものとする。

第7条 成果の提出

納入する成果品は、次に掲げるものとし、全て発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。保存媒体には全ての写真、文書、数量表はマイクロソフトエクセルデータ、CADデータ及びPDF変換データ等を保存して提出すること（一般のパソコンで容易に作業できるものとする）。

成果品目は下記のとおりとする。また、提出先は、箕輪町役場建設課建設工事係とする。

- | | |
|------------------|---------------|
| (1)設計報告書 | 2部(A4版ファイルとじ) |
| (2)各種電子データ(CD-R) | 2部(報告書に添付) |
| (3)縮小図製本 | 2部(A3版) |
| (4)その他必要と認められた資料 | 1式 |

第8条 疑義

管理技術者は、本提案書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議して定めるものとする。

第9条 その他

宮前橋・井殿居橋については通学路となっているため、通行止め等の必要がある場合には事前に学校教育課と協議を行うこと。